

様式リスト

《様式1》

認定申請書

様式1の次ページの記入例に従い、様式に従ってワープロ等で浄書きしてください。
また、社印、代表者印を押印してください。

《様式2》

認定申請概要書

様式2の次ページの記入例に従い、様式に従ってワープロ等で浄書きしてください。

《様式3》

設計要綱及び評価対象部位納まり図

本申請要領の参考資料【様式3「設計要綱及び評価対象部位納まり図」の作成例】を参考に、
様式に従ってワープロ等で浄書きしてください。

《様式4》

取り下げ届

住宅型式性能認定申請書

平成 年 月 日

一般財団法人 日本建築センター
理事長 松野 仁 様

申請者

会社名 (印)
 代表者名 (印)
 所在地 〒
 電話

住宅の品質確保の促進等に関する法律 第22条第1項の規定による住宅型式性能認定を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1. 認定を受けたい型式に係る住宅又はその部分の種類

平成12年建設省告示第1655号	<input type="checkbox"/> 第一号 住宅	<input type="checkbox"/> 第二号 住宅の部分
------------------	---------------------------------	------------------------------------

2. 認定を受けたい型式に係る性能表示事項

日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)の別表1の(イ)項		
表示すべき事項の区分	表示方法の区分	
4-1 維持管理対策等級(専用配管)	等級3	等級2
4-2 維持管理対策等級(共用配管)	等級3	等級2

3. 備考

- (1) 申請にあたっては、一般財団法人日本建築センター認定等業務約款及び同認定等業務規定を遵守します。
- (2) その他の関連必要事項

住宅名称			
戸建形式		a. 一戸建ての住宅 b. 共同住宅等	最大延べ面積 m ² 以下
連絡先	会社名:	承諾印及び承諾日	※
	所在地: 〒		
	部 課 名:		
	担当者名:		
	電話番号:		
	FAX 番号:		
	e-mail:		
手数料請求先会社名 (会社名のみ記入)		手数料額(非課税) 経理コード 15-1112(維持管理)	※
請求書送付先会社名 (連絡先と異なる場合は住所及び担当者名も記入のこと。)			

- (注意) ①申請者が法人である場合には、代表者の役職及び氏名も併せて記載して下さい。
 ②申請者(申請者が法人である場合にあっては、その代表者)の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 ③「1. 認定を受けたい型式に係る住宅又はその部分の種類」は、いずれか1つに印をつけて下さい。
 ④「表示すべき事項の区分」(4-1又は4-2)及び表示方法の区分(等級2,3)は、申請する箇所のいずれか1つに○印を付けて下さい。
 ⑤※印のある欄は記入しないで下さい。

記入例

《様式1》HF02-01-15

住宅型式性能認定申請書

平成 年 月 日

一般財団法人 日本建築センター
理事長 松野 仁 様

申請者

会社名 ●●●●株式会社^印

代表者名 代表取締役社長 ●● ●● ^印

所在地 〒●●●-●●●●

東京都●●区●●町●丁目●番地●号

電話 03-●●●●-●●●●

住宅の品質確保の促進等に関する法律 第22条第1項の規定による住宅型式性能認定を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1. 認定を受けたい型式に係る住宅又はその部分の種類

平成12年建設省告示第1655号	<input checked="" type="checkbox"/> 第一号 住宅	<input type="checkbox"/> 第二号 住宅の部分
------------------	--	------------------------------------

2. 認定を受けたい型式に係る性能表示事項

日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)の別表1の(イ)項		
表示すべき事項の区分	表示方法の区分	
4-1 維持管理対策等級(専用配管)	等級3	等級2
4-2 維持管理対策等級(共用配管)	等級3	等級2

3. 備考

- (1) 申請にあたっては、一般財団法人日本建築センター認定等業務約款及び同認定等業務規定を遵守します。
(2) その他の関連必要事項

住宅名称	●●●●ハウス ●●型(集合住宅)		
戸建形式	<input checked="" type="checkbox"/> a. 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> b. 共同住宅等	最大延べ面積 500m ² 以下
連絡先	会社名	●●●●株式会社	
	所在地	〒●●●-●●●● 東京都●●区●●町●丁目●番地●号	
	部課名	●●部 ●●課	
	担当名	まるまる ●● ●●	
	電話番号	03-●●●●-●●●●	
	FAX番号	03-●●●●-●●●●	
e-mail	●●●●@●●.co.jp		
手数料請求先会社名 (会社名のみ記入)	●●●●株式会社	手数料額(非課税) 経理コード 15-1112(維持管理)	※
請求書送付先会社名 (連絡先と異なる場合は住所及び担当者名も記入のこと。)	●●●●株式会社 まるまる ●● ●● (連絡先担当者に同じ)		

- (注意) ①申請者が法人である場合には、代表者の役職及び氏名も併せて記載して下さい。
②申請者(申請者が法人である場合にあっては、その代表者)の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
③「1. 認定を受けたい型式に係る住宅又はその部分の種類」は、いずれか1つに印をつけて下さい。
④「表示すべき事項の区分」(4-1又は4-2)及び表示方法の区分(等級2,3)は、申請する箇所のいずれか1つに○印を付けて下さい。
⑤※印のある欄は記入しないで下さい。

認定申請概要書

1. 認定申請者

会社名	「〇〇株式会社」まで記入し、(株)などの省略はしないで下さい。また「支店」「営業所」単位で申請 む場合はそれを明確にして下さい。	
代表者名	役職名(代表取締役社長などを正確に)、氏名を記入して下さい。	
住所	都、道、府、県名から番地まで詳しく正確に記入して下さい。	
連絡担当者 所属等	申請に関する種々の連絡をするのに適した部署、氏名として下さい。 (例)「氏名 〇〇太郎、所属 〇〇(株)技術部」	
電話番号	t e l :	
FAX番号	f a x :	
e-mail	e-mail :	

2. 認定申請事項と型式名称

型式の種類	平成12年建設省告示第1655号	<input type="checkbox"/> 第一号	<input type="checkbox"/> 第二号
型式名称	住宅型式性能認定申請書に記載した型式名称と同一として下さい。		

3. 認定を受けようとする型式に係る性能表示事項

日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)の別表の(イ)項		
表示すべき事項の区分	表示方法の区分	
15. 維持管理対策等級(専用配管)	等級3	等級2
16. 維持管理対策等級(共用配管)	等級3	等級2

4. 戸建形式

a. 一戸建ての住宅 b. 共同住宅等

認定申請概要書

記入例

1. 認定申請者

会社名	●●●●株式会社	
代表者名	代表取締役社長 ●● ●●	
住所	〒●●●●-●●●● 東京都●●区●●町●丁目●番地●号	
連絡担当者所属等	部課名： ●●部●●課 ふりがな まるまる まるまる 担当者名： ●● ●●	
電話番号	t e l :	03-●●●●-●●●●
FAX番号	f a x :	03-●●●●-●●●●
e-mail	e-mail :	●●●●@●●.co.jp

2. 認定申請事項と型式名称

型式の種類	平成12年建設省告示第1655号	<input checked="" type="checkbox"/> 第一号	<input type="checkbox"/> 第二号
型式名称	●●●●ハウス ●●型（集合住宅）		

3. 認定を受けようとする型式に係る性能表示事項

日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)の別表の(い)項		
表示すべき事項の区分	表示方法の区分	
4-1 維持管理対策等級（専用配管）	等級3	等級2
4-2 維持管理対策等級（共用配管）	等級3	等級2

4. 戸建形式

a. 一戸建ての住宅	b. 共同住宅等
------------	----------

《様式 3》

設計要綱及び評価対象部位納まり図

本申請要領の参考資料【様式 3「設計要綱及び評価対象部位納まり図」の作成例】を参考に、様式に従ってワープロ等で浄書きしてください。

様式 3 は、様式 3-1～3-13 までで構成されています。

様式 3-1～3-6 までを「専用配管」の申請に、様式 3-7～3-13 までを「共用配管」の申請に用います。

なお、各様式には作成時の留意事項等を に盛り込みました。正式な提出の際には、 は不要ですので削除して下さい。

また、各様式の標題中、「等級 3・2」とされている部分は、等級 3・2 共通の告示要求事項となっております。等級 3 の申請資料として作成される場合は、「・2」の部分を削除し、逆に等級 2 の申請資料として作成される場合は、「3・」の部分を削除して下さい。以下に例を示します。

《様式 3-1》を用い、等級 3 の申請資料として作成する場合の例

設計要綱および評価対象部位納まり図 **【専用配管 等級 3 ①】**

《様式 3-1》を用い、等級 2 の申請資料として作成する場合の例

設計要綱および評価対象部位納まり図 **【専用配管 等級 2 ①】**

設計要綱および評価対象部位納まり図【専用配管 等級3・2 ①】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
①専用配管が、壁、柱、床、はり及び基礎の立ち上がり部分を貫通する場合を除き、コンクリート内に埋め込まれていないこと。	左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

別図として次ページ以降に添付して下さい。また、設計要綱として定めた事項を確認する部位に、吹き出しコメント等で補足説明を加えた図として下さい。

●提出図：

①コンクリート貫通部分の詳細図（排水管、給水管、給湯管、ガス管の順番でそれぞれ提出）

貫通部分はスリーブ構造等としており、全面的、部分的な交換が容易に行える構造となっていることが容易に確認できる図面としてください。

- 1) —2)代表プラン図— として提出したプランのコンクリート貫通部分の貫通処理を示す詳細図
- 2) 上記 1)以外に型式範囲として含めようとするコンクリート貫通部分の貫通処理を示す詳細図

解説：例えば、ベタ基礎の代表プラン図を提出した場合、1)で提出するコンクリート貫通部分の詳細図は当該基礎における貫通処理詳細図を提出し、その他布基礎等を型式範囲として含めようとする場合は、布基礎立ち上がり部の貫通処理詳細図を併せて提出することになります。

②その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱および評価対象部位納まり図【専用配管 等級3・2 ②】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
②地中に埋設された管(4-2 において「地中埋設管」と いう。)の上にコンクリ ートが打設されていないこ と。ただし、当該コンク リートが建築物の外部に 存する土間床コンクリ ートその他構造躯体に影響 を及ぼすことが想定され ないものである場合及び 他の法令(条例を含む。) の規定により、凍結のお それがあるとして配管を 地中に埋設する場合につ いては、この限りでない。	左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

別図として次ページ以降に添付して下さい。また、設計要綱として定めた事項を確認する部位に、吹き出しコメント等で補足説明を加えた図として下さい。

●提出図：

- ①地中埋設管（排水管、給水管、給湯管、ガス管の順番でそれぞれ提出）周辺断面図
- 1) —2)代表プラン図— として提出したプランの地中埋設管周辺断面図
 - 2) 上記 1)以外に型式範囲として含めようとする地中埋設管周辺断面図

解説：2)は、例えば上記の設計要綱のように、構造躯体と一体とみなされない土間床コンクリート、防湿コンクリート等の下に配管することを型式範囲として含めようとする場合は、それを確認可能な周辺断面図を提出することになります。また、給水管について、他の法令(条例を含む)の規定により、凍結のおそれがあるとして給水管を地中に埋設することにつき、型式の範囲に含めようとする場合も、基礎、コンクリート等と地中埋設管との取り合いの一例としてプラン図を添付して下さい。

- ②その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱および評価対象部位納まり図【専用配管 等級 3・2 ③】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
③共同住宅等にあつては、 評価対象住戸の専用配管 が他住戸の専用部分に設 置されていないこと。	左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

別図として次ページ以降に添付して下さい。また、設計要綱として定めた事項を確認する部位に、吹き出しコメント等で補足説明を加えた図として下さい。

●提出図：

- ①専用配管（排水管、給水管、給湯管、ガス管の順番で提出）配置図、床下配管の納まり図
- 1) —2)代表プラン図— として提出したプランの専用配管配置図、床下配管の納まり図
 - 2) 上記 1)以外に型式範囲として含めようとする専用配管配置図、床下配管の納まり図

解説：評価対象住戸の専用配管が他住戸の専用部分に設置されていないことが判別できるプラン図等としてください。

- ②その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱および評価対象部位納まり図【専用配管 等級3・2 ④】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
④専用の排水管(継ぎ手及びヘッダーを含む。)の内面が、清掃に影響を及ぼさないように平滑であり、かつ、当該排水管が清掃に影響を及ぼすようなたわみ、抜けその他変形が生じないように設置されていること。	左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。

表1：使用する専用の排水管、継手、配管サポート、その他の材料仕様一覧表

No	種類	材質	サイズ	対応規格番号等

表1の作成要領等)
 専用の排水管に使用される排水配管・継手等仕様を上表にまとめて下さい。登録する種類、材質、サイズ等が多く、上表に収まりきらない場合、適宜追加して下さい。

表2：排水横管の支持間隔及び勾配一覧表

No	サイズ	支持間隔	勾 配

表2の作成要領等)
 排水管サイズ(管径)毎に、配管サポートによる支持間隔及び勾配を一覧表にまとめてください(たわまない支持間隔を確認するために必要)。上表に収まりきらない場合、適宜追加して下さい。

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

別図として次ページ以降に添付して下さい。また、設計要綱として定めた事項を確認する部位に、吹き出しコメント等で補足説明を加えた図として下さい。

●提出図：

- ① ①—②代表プラン図—として提出したプランの敷地内最終ますから設備機器に付属する排水トラップ直前までに使用される排水管・継手等の接合部詳細断面図（接合状態の断面図で著しい段差が生じていないことが確認できる断面図）
- ② ①のほか、敷地内最終ますから設備機器に付属する排水トラップ直前までに使用される排水管・継手等の接合部詳細及び断面図（接合状態の断面図で著しい段差が生じていないことが確認できる断面図）を、表1の仕様一覧表で組み合わせが想定されるもの全て提出して下さい。
- ③ 以下の設備機器種類毎にそれぞれA4サイズで1枚以上、排水トラップと排水管の接合部詳細図及び断面図（接合状態の断面図で著しい段差が生じていないことが確認できる断面図）に材質を併せて記載した図面を添付して下さい
 - 1) 便所【大便器（適用される便器の種類[洋風便器、和風便器、小便器]）】
 - 2) 浴室ユニット
 - 3) 台所流し
 - 4) 洗面化粧台
 - 5) 洗濯機防水パン
 - 6) その他、適用される排水器具
- ④ その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱および評価対象部位納まり図【専用配管 等級3 ⑤】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
⑤専用の排水管には、掃除口が設けられているか、又は清掃が可能な措置が講じられたトラップが設置されていること。ただし、便所の排水管で当該便所に隣接する排水ます又は共用立管に接続するものにあつては、この限りでない。	左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

別図として次ページ以降に添付して下さい。また、設計要綱として定めた事項を確認する部位に、吹き出しコメント等で補足説明を加えた図として下さい。

●提出図：

①以下の設備機器種類毎にそれぞれA4サイズで1枚以上、清掃が可能な措置が講じられた排水トラップにあつてはその詳細図と材質について記述された図面を添付して下さい。

- 1) 便所【大便器（適用される便器の種類[洋風便器、和風便器、小便器]）】
- 2) 浴室ユニット
- 3) 台所流し
- 4) 洗面化粧台
- 5) 洗濯機防水パン
- 6) その他、適用される設備機器

②その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱および評価対象部位納まり図【専用配管 等級3 ⑥】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
<p>⑥設備機器と専用配管(ガス管を除く。)の接合部並びに専用配管のバルブ及びヘッダー(以下⑥において「主要接合部等」という。)又は排水管の掃除口が仕上げ材等により隠蔽されている場合には、主要接合部等を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な開口が当該仕上げ材等に設けられていること。</p>	<p>左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。</p>

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

別図として次ページ以降に添付して下さい。また、設計要綱として定めた事項を確認する部位に、吹き出しコメント等で補足説明を加えた図として下さい。

●提出図

- ①以下の設備機器等と専用配管の接合部毎にそれぞれA4サイズで1枚以上図面を添付して下さい
 - 1) 便所（便器の排水管接合部、給水管接合部と、手洗器の排水管接合部、給水管接合部）
 - 2) 浴室ユニット（排水管接合部、給水管接合部、給湯管接合部）
 - 3) 台所流し（排水管接合部、給水管接合部、給湯管接合部）
 - 4) 洗面化粧台（排水管接合部、給水接合部、給湯管接合部）
 - 5) 洗濯機防水パン（排水管接合部）
 - 6) 洗濯機用給水栓（給水管接合部、給湯管接合部）
 - 7) その他、適用される設備機器（排水管理接合部、給水管接合部、給湯管接合部）
- ②掃除口が専用配管途中に設けられる場合で、仕上げ材等により隠蔽されている場合は、当該掃除口より清掃を行うために必要な開口（設置プランと開口の詳細図）
- ③専用配管のバルブ、ヘッダーの点検に必要な開口の図面（仕上げ材等により隠蔽されている場合、露出している場合は露出していることが確認できるプラン図等）
- ④その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱及び提出図①について

設備機器等と専用配管の接合部とは、一般に配管工事を区分することで発生する接合部です。従って、設計要綱及び提出図中には、どの部分で当該工事が区分されるかを明確に示して下さい。

提出図①について

主要接合部等が仕上げ材等により隠蔽されている場合は、主要接合部等を点検するために必要な開口が設けられているか露出していることが確認できる図面、掃除口または清掃が可能な措置が講じられた排水トラップが、仕上げ材等により隠蔽される場合は、掃除口または清掃が可能な措置が講じられた排水トラップ周辺に、清掃を行うために必要な開口を当該仕上げ材等に設けているかまたは露出していることが確認できる図面が必要です。

設計要綱および評価対象部位納まり図【共用配管 等級3・2 ①】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
①共用配管が、壁、床、柱、はり又は基礎の立ち上がり部分を貫通する場合を除き、コンクリート内に埋め込まれていないこと。	左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

別図として次ページ以降に添付して下さい。また、設計要綱として定めた事項を確認する部位に、吹き出しコメント等で補足説明を加えた図として下さい。

●提出図：

①コンクリート貫通部分の詳細図（排水管、給水管、給湯管、ガス管の順番でそれぞれ提出）

貫通部分はスリーブ構造等としており、全面的、部分的な交換が容易に行える構造となっていることが容易に確認できる図面としてください。

- 1)—2)代表プラン図—として提出したプランのコンクリート貫通部分の貫通処理を示す詳細図
- 2)上記1)以外に型式範囲として含めようとするコンクリート貫通部分の貫通処理を示す詳細図

②その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱および評価対象部位納まり図【共用配管 等級 3・2 ②】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
②共用の地中埋設管の上にコンクリートが打設されていないこと。ただし、建築物の外部に存する土間床コンクリートその他構造躯体に影響を及ぼすことが想定されないものである場合及び他の法令(条例を含む。)の規定により、凍結のおそれがあるとして配管を地中に埋設する場合には、この限りでない。	左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

別図として次ページ以降に添付して下さい。また、設計要綱として定めた事項を確認する部位に、吹き出しコメント等で補足説明を加えた図として下さい。

●提出図：

①地中埋設管（排水管、給水管、給湯管、ガス管の順番でそれぞれ提出）周辺断面図

- 1) ー2)代表プラン図ーとして提出したプランの地中埋設管周辺断面図
- 2) 上記 1)以外に型式範囲として含めようとする地中埋設管周辺断面図

解説：2)は、例えば上記の設計要綱のように、構造躯体と一体とみなされない土間床コンクリート、防湿コンクリート等の下に配管することを型式範囲として含めようとする場合は、それを確認可能な周辺断面図を提出することになります。また、給水管について、他の法令(条例を含む)の規定により、凍結のおそれがあるとして給水管を地中に埋設することにつき、型式の範囲に含めようとする場合も、基礎、コンクリート等と地中埋設管との取り合いの一例としてプラン図を添付して下さい。

②その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱および評価対象部位納まり図【共用配管 等級 3・2 ③】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
③共用の排水管には、共用立管にあつては最上階又は屋上、最下階及び3階以内おきの中間階又は15m以内ごとに、横主管にあつては10m以内ごとに掃除口が設けられていること。	左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

別図として次ページ以降に添付して下さい。また、設計要綱として定めた事項を確認する部位に、吹き出しコメント等で補足説明を加えた図として下さい。

●提出図：

- ① —2) 代表プラン図— として提出したプランの共用排水立て管掃除口配置図、横主管掃除口配置図
- ② ①の各掃除口周辺詳細図
- ③ その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱および評価対象部位納まり図【共用配管 等級 3・2 ④】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
④専用配管と共用配管の接合部及び共用配管のバルブ(以下④において「主要接合部等」という。)又は排水管の掃除口が仕上げ材等により隠蔽されている場合には、主要接合部等を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な開口が設けられていること。	左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

別図として次ページ以降に添付して下さい。また、設計要綱として定めた事項を確認する部位に、吹き出しコメント等で補足説明を加えた図として下さい。

- ① —2)代表プラン図— として提出したプランの専用配管と共用配管の接合部部分の図面を添付して下さい。

主要接合部等が仕上げ材等により隠蔽されている場合は、主要接合部等を点検するために必要な開口が設けられているか露出していることが確認できる図面、掃除口が仕上げ材等により隠蔽されている場合は、清掃を行うために必要な開口が当該仕上げ材等に設けられているか露出していることが確認できる図面として下さい。

- ② —2)代表プラン図— として提出したプランの共用配管のバルブ、給水ヘッダーの点検に必要な開口の図面（仕上げ材等により隠蔽されている場合、露出している場合は露出していることが確認できるプラン図等）

- ③その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱および評価対象部位納まり図 【共用配管 等級 3・2 ⑤】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
⑤ 共用の排水管(継ぎ手及びヘッダーを含む。)の内面が、清掃に支障を及ぼさないように平滑であり、かつ、当該排水管が清掃に支障を及ぼすようなたわみ、抜けその他変形が生じないように設置されていること。	左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。

表 1：使用する共用の排水管、継手、配管サポート、その他の材料仕様一覧表

No	種類	材質	サイズ	対応規格番号等

作成要領等)
 共用の排水管に使用される排水配管・継手等仕様を上表にまとめて下さい。登録する種類、材質、サイズ等が多く、上表に収まりきらない場合、適宜追加してください。

表 2：排水横管の支持間隔及び勾配一覧表

No	サイズ	支持間隔	勾 配

作成要領等)
 排水管サイズ(管径)毎に、配管サポートによる支持間隔及び勾配を一覧表にまとめてください(たわまない支持間隔を確認するために必要)。上表に収まりきらない場合、適宜追加してください。

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

別図として次ページ以降に添付して下さい。また、設計要綱として定めた事項を確認する部位に、吹き出しコメント等で補足説明を加えた図として下さい。

●提出図：

- ① —2)代表プラン図— として提出したプランの専用配管との接続部から建物外部の最初のますまでの立管及び横主管に使用される排水管・継手等の接合部詳細断面図(接合状態の断面図で著しい段差が生じていないことが確認できる断面図)
- ②その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱および評価対象部位納まり図【共用配管 等級3 ⑥】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
⑥横主管が設置されている 場合においては、当該配 管ピット又は1階床下空 間内に設けられ、かつ、 人通孔その他当該配管に 人が到達できる経路(専 用部分に立ち入らないで 到達できるものに限る。) が設けられていること。	左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

別図として次ページ以降に添付して下さい。また、設計要綱として定めた事項を確認する部位に、吹き出しコメント等で補足説明を加えた図として下さい。

●提出図：

- ① —2)代表プラン図— として提出したプランの共用横主管のピットまたは1階床下配管図、人通孔配置図と開口寸法
- ② その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱および評価対象部位納まり図【共用配管 等級3 ⑦】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
⑦共用配管が、専用部分に立ち入らないで補修できる位置(共用部分、住棟外周部、バルコニーその他それに類する部分をいう。)に露出しているか、又は専用部分に立ち入らないで補修が行える開口を持つパイプスペース内に設けられていること。	左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

別図として次ページ以降に添付して下さい。また、設計要綱として定めた事項を確認する部位に、吹き出しコメント等で補足説明を加えた図として下さい。

●提出図：

- ① —2)代表プラン図— として提出したプランの建物共用部分、住棟外周部、バルコニーと配管の相関位置図、パイプスペース平面図、断面図、詳細図
- ② その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

取り下げ届

年 月 日

一般財団法人 日本建築センター
理事長 松野 仁 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 印

1. 申請年月日 年 月 日

2. 当該申請に係る型式名称

上記による申請については、下記の理由により申請を取り下げたく届け出ます。

(理由)

(注意)

- ① 申請者が法人である場合には、代表者の役職及び氏名も併せて記載してください。
- ② 氏名(法人の場合にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。
- ③ 不要な文字は、抹消してください。